

諮問第120号の概要 (統計法施行規則の一部改正について)

平成30年10月25日
総務省政策統括官(統計基準担当)

1. これまでの経緯とスケジュール

(1) これまでの経緯

- 平成29年5月 統計改革推進会議「最終取りまとめ」
 - 平成30年6月1日 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律(平成30年法律第34号。以下この法律を「一部改正法」、この法律で改正された統計法を「改正法」という。)公布
 - 改正事項のうち、
 - ① 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」
 - ② 調査票情報等の適正管理措置
 - ③ (①及び②を踏まえた)調査票情報の提供等に関する手続等
- などについては、「総務省令で定める」とされているところ
- 上記を受け、統計法施行規則(平成20年総務省令第145号)について、一部改正法施行日(来年5月1日を予定)までに必要な改正を行い、改正法の施行を滞りなく行う必要(改正予定の同規則の案を以下「改正規則案」という。)

(2) スケジュール

- 10月25日 統計委員会に、改正規則案を諮問
- 11月上旬 意見公募手続
- 11月9日、11月16日、12月7日 統計制度部会で審議予定
- 12月～来年1月 統計委員会から答申、統計法施行規則の一部を改正する省令の公布
- 来年5月1日(予定) 一部改正法施行

2. 統計委員会の意見を聴く対象

改正法第45条の2

(委員会の意見の聴取)

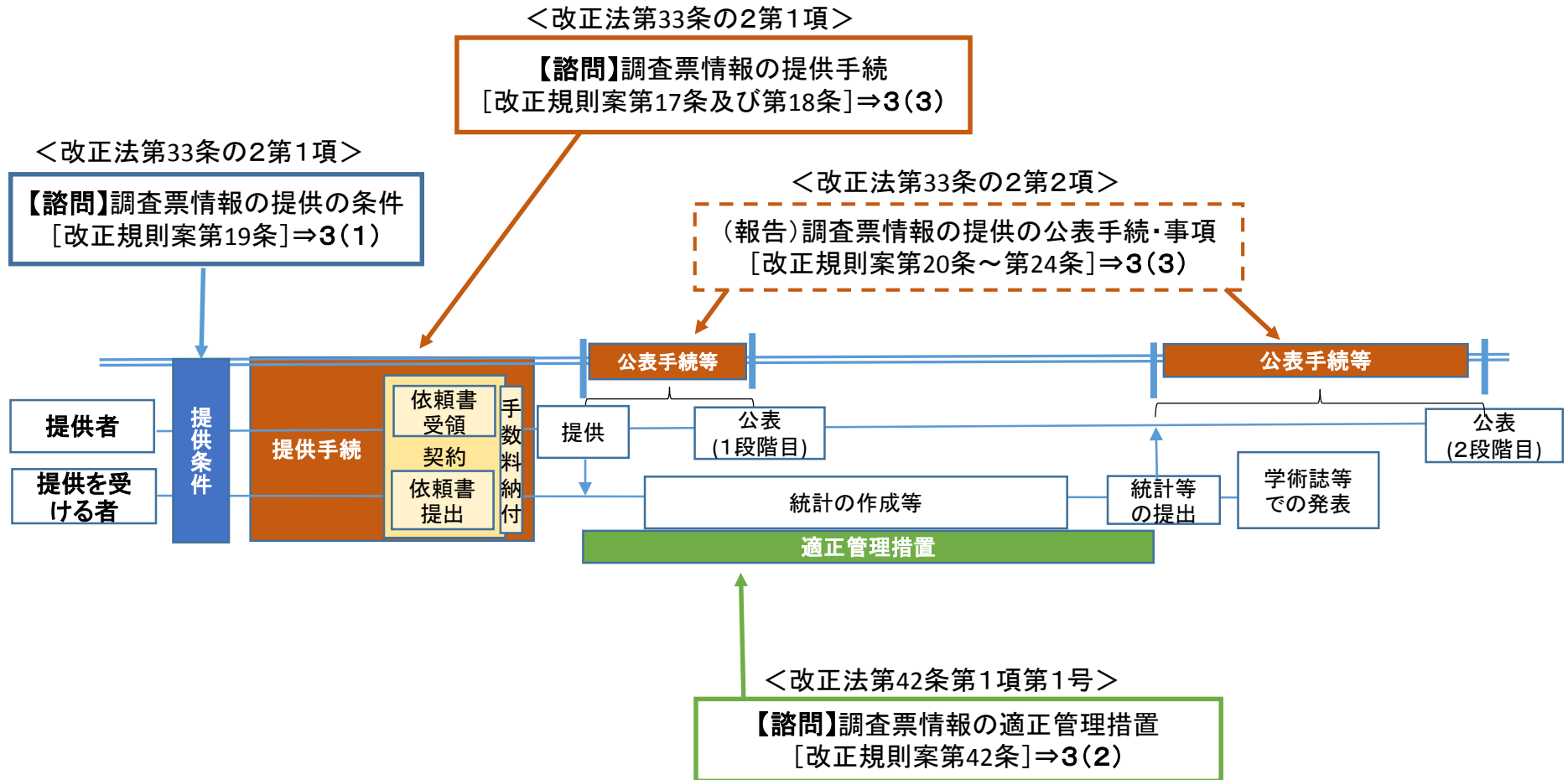
第四十五条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

- 一 第二条第二項第二号若しくは第五項第三号、第五条第一項、第八条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条又は第二十九条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第四条第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項又は第四十二条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

- 改正法では、統計委員会の機能の強化として、
 - 1 公的統計、統計調査、基幹統計等の定義など、公的統計の作成の基本的枠組みに関するもの
 - 2 国民に向けて広く周知すべき内容に関するもの
 - 3 統計調査の目的以外に調査票を用いる条件に関するものについての政省令の制定・改廃については、新たに統計委員会に諮問することとされたところ
- 今回諮問する対象は改正法第45条の2の規定により意見を聴かななければならないとされているもの
(注: 上記以外の省令改正事項(例えば改正法第33条第2項から第4項までの公表手続・事項に係る改正規則案)は、今回参考までに併せて報告するもの)

2. 統計委員会の意見を聴く対象

【統計委員会で審議する対象のイメージ(改正法第33条の2第1項の規定による調査票情報の提供関係部分のみ)】



3. 主な改正事項とその概要

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」

【調査票情報の二次的利用制度について】

- 統計調査により集められた調査票情報は、本来的には、当該統計調査を実施するに当たって予定されていた統計を作成するために用いられるもの
しかし、個人又は法人の秘密が守られ、統計調査に応じた者の信頼を確保できると考えられる場合には、調査票情報の二次的利用を認めることが公益に資すると考えられ、これまでも調査票情報の提供、オーダーメイド集計、匿名データの提供という制度が設けられているところ

【改正法のポイント】

- これまでは、調査票情報の提供について、その提供を受ける者を、
 - ① 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者
 - ② ①の者が行う統計の作成等と「同等の公益性を有する(総務省令で定める)統計の作成等を行う者」に限定してきたところ⇒「学術研究の発展に資する統計の作成等その他の・・・「相当の公益性を有する(総務省令で定める)統計の作成等」を行う者」まで拡大
- 改正法第34条第1項(委託による統計の作成等)及び第36条第1項(匿名データの提供)においても「相当の公益性」(※)の概念を採用

※ 相当の(な)：不確定多義概念の一種で、・・・「相当の(な)」という用語は、社会通念上、客観的にみて合理的ないしふさわしい、という意味を持つものといえよう。(「法令用語辞典：第10次改訂版」(学陽書房)から抜粋)

※ 「相当の」といった不確定多義概念を用いることにより、「調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する」(改正法第33条の2第1項)、「調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する」(改正法第34条第1項)、「匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する」(改正法第36条第1項)、それぞれの「について」の前の規定内容に応じて「相当の公益性」の内容が異なるものとなる。

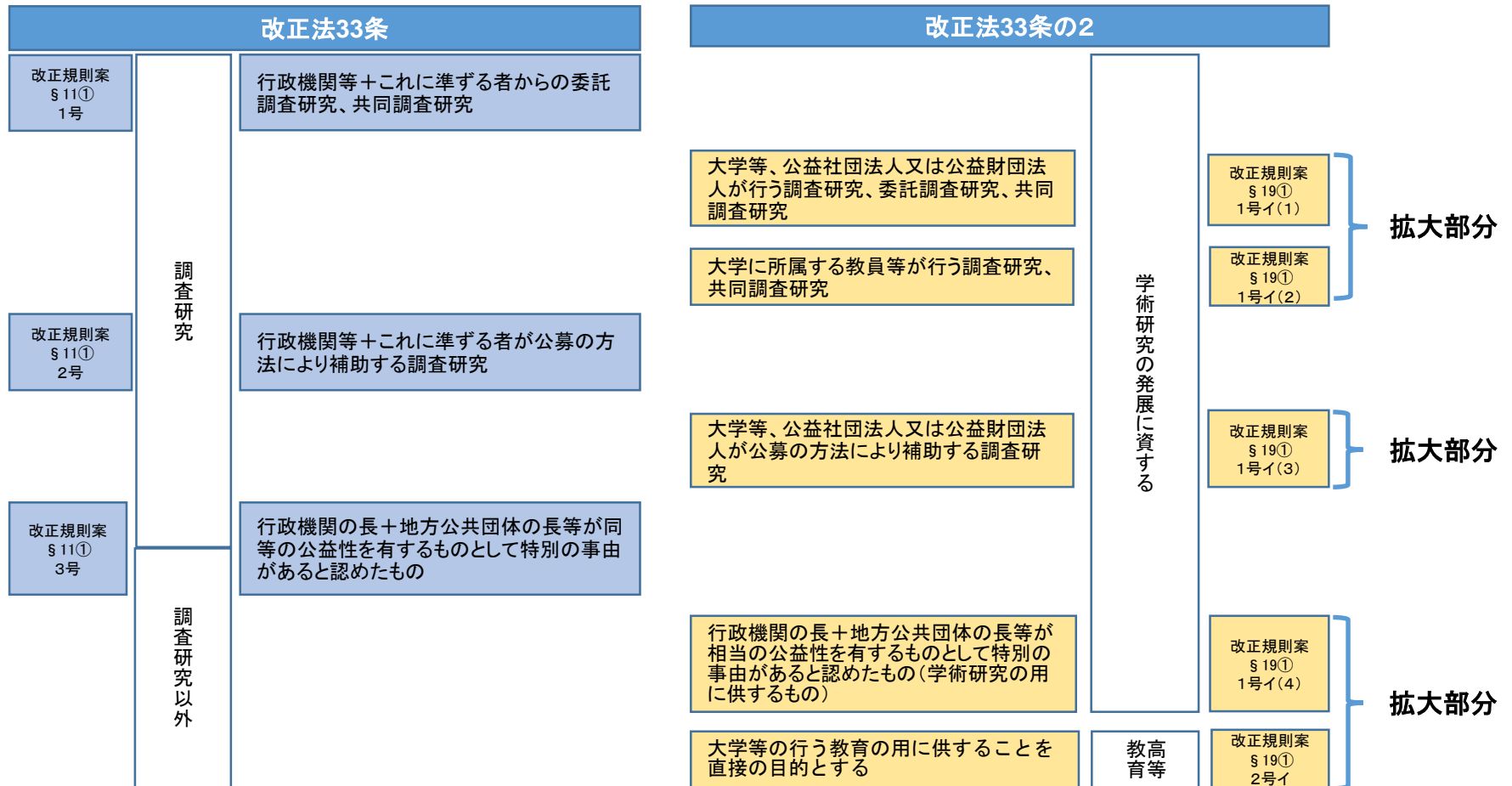
3. 主な改正事項とその概要

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」(つづき)

[改正法第33条第1項第2号の「同等の公益性を有する統計の作成等」との関係整理]

○ 提供可能な場合を、改正規則案第11条第1項各号に対応する形でできるだけ明確に規定

＜改正法第33条第1項の調査票情報の提供の場合と比較した図＞



3. 主な改正事項とその概要

【参考】

[改正法第33条の2・第34条・第36条の「相当の公益性を有する統計の作成等」の整理]

	提供(作成等)の対象	改正法の条件	改正規則案の考え方
改正法第33条 [同等の公益性]	調査票情報	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法と実質的内容は変わらない ＜現行法＞ (a)行政機関等その他これに準じる者として総務省令で定める者 (b)行政機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規則と実質的内容は変わらない ＜現行規則＞ (a)は、会計検査院、地方独立行政法人等を規定 (b)は、公的機関の委託等による調査研究に係る統計の作成等を規定
改正法第33条の2 [相当の公益性]		<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究の発展に資する統計の作成等その他の調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究の発展や高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等を規定
改正法第34条 [相当の公益性]	統計又は統計的研究 (オーダーメイド集計)	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究の発展に資する統計の作成等その他の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規則と同様、学術研究や高等教育(※)の発展に資すると認められる統計の作成等を規定 ・上記のほか、官民データ活用推進基本計画において解決が期待できる8つの重点分野(電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等及び移動)のいずれかに係る統計の作成等で、被提供者から当該統計の作成等が国民経済の健全な発展等に繋がることが示されている場合には委託に応じることが出来る旨を規定
改正法第36条 [相当の公益性]	匿名データ	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規則と同様、学術研究、高等教育(※)、国際経済社会の発展に資すると認められる統計の作成等を規定 ・上記のほか、オーダーメイド集計(改正法第34条)と同様の場合(8つの重点分野…)には匿名データの提供ができる旨を規定

一部改正法の国会審議等において説明してきた内容

(※)第34条及び第36条の場合は、高等教育に限定せず高等学校レベルまで認める案としている。

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置

【調査票情報等の適正管理措置について】

- 統計を作成するために用いられる情報には、多くの場合、個人又は法人その他の団体の秘密に関するものが含まれる。統計法では、秘密漏洩について刑事罰を設ける一方で、事前規制としては、抽象的に「情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない」とするにとどめてきたところ

【改正法のポイント】

- 個人情報保護や情報セキュリティの制度整備状況を踏まえ、適正管理措置を具体的に省令で規定することとされたところ
- 改正法第39条及び第42条において、適正管理措置を講ずるべき主体ごとに規定

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置（つづき）

[改正規則案と医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則(平成30年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第1号)との比較表]

措置のカテゴリ	改正規則案	(参考)医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第6条
組織的管理措置 (組織的安全管理措置)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること。 (2) 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。 (3) 調査票情報に係る管理簿を整備すること。 (4) 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。 (5) 調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うことなどの監査を行うこと。(匿名データの場合は不要とする) (6) 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。 	<ul style="list-style-type: none"> イ 認定事業に関し管理する医療情報等及び匿名加工医療情報(この条において「認定事業医療情報等」という。)の安全管理に係る基本方針を定めていること。 ロ 認定事業医療情報等の安全管理に関する相当の経験及び識見を有する責任者を配置していること。 ハ 認定事業医療情報等を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしていること。 ニ 認定事業医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制が整備されていること。 ホ 安全管理措置に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っていること。 ヘ 外部の専門家による情報セキュリティ監査の受検又は第三者認証の取得により、安全管理に係る措置の継続的な確保を図っていること。
人的管理措置 (人的安全管理措置)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。(欠格事由の確認) (2) 調査票情報等を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> イ 認定事業医療情報等を取り扱う者が、法第八条第三項第一号ハ(1)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを確認していること。 ロ 認定事業医療情報等を取り扱う者が、認定事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、認定事業医療情報等を取り扱うことがないことを確保するための措置を講じていること。 ハ 認定事業医療情報等を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っていること。 ニ 認定事業医療情報等を取り扱う権限を有しない者による認定事業医療情報等の取扱いを防止する措置を講じていること。
物理的管理措置 (物理的安全管理措置)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調査票情報を取り扱う区域を特定すること。 (2) 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずること。(改正法第39条第1項各号又は第42条第1項第2号に掲げる者の場合は立入りの制限をするための措置のみとする。改正法第42条第1項第1号に掲げる者が法第33条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合は立入りの制限をするための措置のみとする。) (3) 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。(改正法第42条の規定により調査票情報等の提供を受ける者の場合は「盗難防止」のみの措置とする) (4) 調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> イ 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備を他の施設設備と区分していること。 ロ 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持ち込みを制限する措置を講じているとともに、監視カメラの設置その他の当該施設設備の内部を常時監視するための装置を備えていること。 ハ 認定事業に関し管理する医療情報等の取扱いに係る端末装置は、原則として、補助記憶装置及び可搬記録媒体(電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。)への記録機能を有しないものとする。 ニ 認定事業医療情報等を削除し、又は認定事業医療情報等が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置（つづき）

[改正規則案と医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則との比較表（つづき）]

措置のカテゴリ	改正規則案	(参考)医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第6条
<p>技術的管理措置 (技術的安全管理措置)</p>	<p>(1) 調査票情報を取り扱う電子計算機等において調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>(2) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講ずること。</p> <p>(3) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。</p>	<p>イ 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講じていること。</p> <p>ロ 認定事業医療情報等の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録するとともに、通常想定されない当該電子計算機及び端末装置の操作を検知し、当該操作が行われた電子計算機及び端末装置を制御する措置を講じていること。</p> <p>ハ 認定事業医療情報等の取扱いに係る電子計算機又は端末装置において、第三者が当該電子計算機又は端末装置に使用目的に反する動作をさせる機能が具備されていないことを確認していること。</p> <p>ニ 認定事業医療情報等を電気通信により送受信するとき、又は移送し、若しくは移送を受けるときは、次に掲げる措置を講じていること。</p> <p>(1) 外部の者との送受信の用に供する電気通信回線として、専用線等(IP-VPNサービス(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第十五号に掲げるIP-VPNサービスをいう。)に用いられる仮想専用線その他のこれと同等の安全性が確保されると認められる仮想専用線を含む。)を用いること。</p> <p>(2) (1)に規定する電気通信回線に接続されるサーバ用の電子計算機のうち、医療情報取扱事業者からの医療情報の受信に用いるものについては、外部への送信機能を具備させないこと。</p> <p>(3) (1)に規定する電気通信回線に接続されるサーバ用の電子計算機のうち、匿名加工医療情報取扱事業者への匿名加工医療情報の送信に用いるものについては、外部からの受信機能を具備させないこと。また、(2)又はホに規定する電子計算機以外のサーバ用の電子計算機を用いること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、認定事業医療情報等を適切に移送し、又は移送を受けるために、暗号化等必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 匿名加工医療情報の作成の用に供する医療情報の管理は、ニ(2)及び(3)の電子計算機以外のサーバ用の電子計算機を用いることとし、ニ(2)及び(3)に規定する電子計算機を経由する以外の方法による外部へのネットワーク接続を行わないこと。また、ニ(2)及び(3)に規定する電子計算機との接続においては、専用線を用いること。</p>
<p>その他の管理措置 (その他の措置)</p>	<p>(1) 調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。(匿名データの場合は不要とする)</p> <p>(2) (1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。(匿名データの場合は不要とする)</p>	<p>イ 認定事業医療情報等の漏えいその他の事故が生じた場合における被害の補償のための措置を講じていること。</p> <p>ロ 認定事業医療情報等を取り扱う施設設備の障害の発生の防止に努めるとともに、これらの障害の発生を検知し、及びこれらの障害が発生した場合の対策を行うため、事業継続計画の策定、その機能を代替することができる予備の機器の設置その他の適切な措置を講じていること。</p> <p>ハ 医療情報の提供を受ける際に、医療情報取扱事業者による当該医療情報の提供の方法及びこれに係る安全管理のための措置が適正である旨を確認していること。</p> <p>ニ 匿名加工医療情報の提供の契約において、匿名加工医療情報取扱事業者による当該匿名加工医療情報の利用の態様及びこれに係る安全管理のための措置が匿名加工の程度に応じて適正であることを確保していること。</p>

3. 主な改正事項とその概要

(2) 調査票情報等の適正管理措置（つづき）

[主体ごとの適正管理措置の内容]

	行政機関・地方公共団体等	法人等	その他(個人を含む)
組織的管理措置	—	(1)調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること。	— →(その他の措置(2)) →(その他の措置(3)) →(その他の措置(4))
		(2)調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。	
		(3)調査票情報に係る管理簿を整備すること。	
		(4)調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。	
		(5)調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うことなどの監査を行うこと。	
		(6)調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。	
人的管理措置	—	(1)調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。<欠格事由の確認>	— →(その他の措置(1))
		(2)調査票情報等を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。	
物理的管理措置		(1)調査票情報を取り扱う区域を特定すること。	
		(2)調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずること。(※)	
		(3)調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。	
		(4)調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。	
技術的管理措置		(1)調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該第一号情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。	
		(2)調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講ずること。	
		(3)調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。	
その他の管理措置		(1)調査票情報の提供を受けた者が、調査票情報の適正管理に関して相当の経験を有する、又はそれと同等以上の能力を備えること。	
		(2)調査票情報に係る管理簿を整備すること。 (3)調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うことなどの監査を行うこと。 (4)調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること。	
		(1)調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。	
		(2)(1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。	

※改正法第39条第1項各号又は第42条第1項第2号に掲げる者の場合は立入りの制限をするための措置のみとする。改正法第42条第1項第1号に掲げる者が法第33条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合は立入りの制限をするための措置のみとする。

3. 主な改正事項とその概要

(3) 調査票情報の提供等に関する手続等

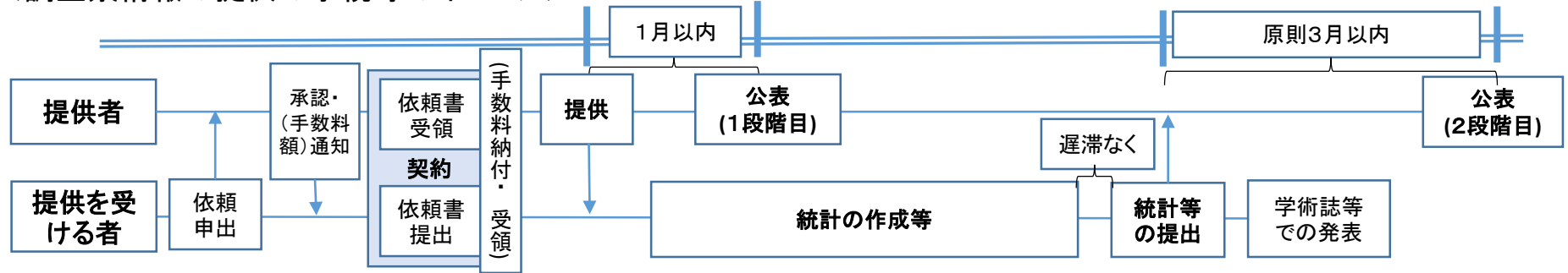
【改正法のポイント】

- 調査票情報の提供範囲の拡大に伴い、統計調査に応じた者の信頼を一層確保するために、二次的利用状況の透明性を確保し、また、成果を広く社会に還元する目的で、公表制度を創設
(なお、公表制度に係る改正規則案については、諮問対象ではなく、参考までに併せて報告するもの)
- 調査票情報の提供(改正法第33条第1項及び第33条の2第1項)の手続について省令に委任

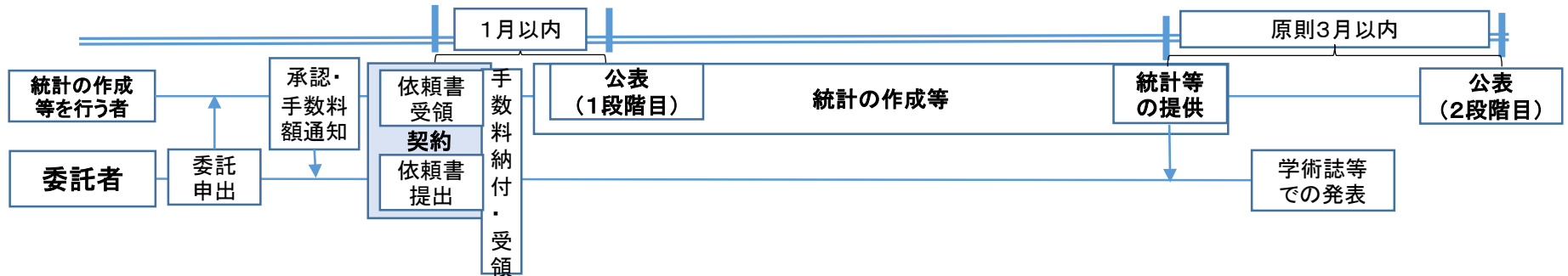
3. 主な改正事項とその概要

(3) 調査票情報の提供等に関する手続等 (つづき)

<調査票情報の提供の手続等のイメージ>



<委託による統計の作成等の手続等のイメージ>



<匿名データの提供の手続等のイメージ>

